

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）
工事地名	浦和出張所及び春日部国道出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年12月	12) 設 計 年 月	令和 7年12月
2) 事務所名	大宮国道事務所 管理第二課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	834750099	14) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	大宮地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	一般国道17号	22) 処 分 費 等	5,000,000
		23) 公 告 日	令和 8年 1月21日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 (令和8年度)		式	1		24,313,284				
道路清掃工		式	1		23,933,784				
路面清掃工		式	1		10,259,482				
路面清掃(機械) 昼間	昼間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち 込み	km	722	7,881	5,690,082			単-1号	
路面清掃(機械) 夜間	夜間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち 込み	km	268	17,050	4,569,400			単-2号	
排水施設清掃工		式	1		7,752,500				
側溝清掃(機械)	組合せ 0.25m2以上0.5m2未満 50%未満	m	2,000	2,469	4,938,000			単-3号	
集水桝清掃(機械)	組合せ 堆積量20cm未満	個	100	2,825	282,500			単-4号	
管渠清掃	管径200mm以上400mm未満 50%未満 排水管清掃車貸与 側溝清掃車貸与 散水車なし	m	2,000	1,266	2,532,000			単-5号	
応急処理工		式	1		536,262				
応急処理		式	1		536,262			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕	
						工事区分	道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費		式	1		5,385,540			
塵埃運搬	ダンプトラック4t積級	回	37	10,420	385,540			単-6号
塵埃処分費		m 3	100	30,000	3,000,000			単-7号
汚泥処分費		m 3	100					単-8号
仮設工		式	1		379,500			
交通管理工		式	1		379,500			
交通誘導警備員 誘導員A		人日	10	19,590	195,900			単-9号
交通誘導警備員 誘導員B		人日	10	18,360	183,600			単-10号
直接工事費		式	1		24,313,284			
共通仮設費		式	1		3,787,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		3,787,000			
純工事費		式	1		28,100,284			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		14,262,000				
工事原価		式	1		42,362,284				
一般管理費等		式	1		7,347,716				
工事価格		式	1		49,710,000				
消費税相当額		式	1		4,971,000				
工事費計		式	1		54,681,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 (令和9年度)		式	1		24,313,284				
道路清掃工		式	1		23,933,784				
路面清掃工		式	1		10,259,482				
路面清掃(機械) 昼間	昼間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち 込み	km	722	7,881	5,690,082			単-1号	
路面清掃(機械) 夜間	夜間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち 込み	km	268	17,050	4,569,400			単-2号	
排水施設清掃工		式	1		7,752,500				
側溝清掃(機械)	組合せ 0.25m2以上0.5m2未満 50%未満	m	2,000	2,469	4,938,000			単-3号	
集水桝清掃(機械)	組合せ 堆積量20cm未満	個	100	2,825	282,500			単-4号	
管渠清掃	管径200mm以上400mm未満 50%未満 排水管清掃車貸与 側溝清掃車貸与 散水車なし	m	2,000	1,266	2,532,000			単-5号	
応急処理工		式	1		536,262				
応急処理		式	1		536,262			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 8・R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕	
						工事区分	道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費		式	1		5,385,540			
塵埃運搬	ダンプトラック4t積級	回	37	10,420	385,540			単-6号
塵埃処分費		m 3	100	30,000	3,000,000			単-7号
汚泥処分費		m 3	100					単-8号
仮設工		式	1		379,500			
交通管理工		式	1		379,500			
交通誘導警備員 誘導員A		人日	10	19,590	195,900			単-9号
交通誘導警備員 誘導員B		人日	10	18,360	183,600			単-10号
直接工事費		式	1		24,313,284			
共通仮設費		式	1		3,787,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		3,787,000			
純工事費		式	1		28,100,284			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		14,262,000				
工事原価		式	1		42,362,284				
一般管理費等		式	1		7,347,716				
工事価格		式	1		49,710,000				
消費税相当額		式	1		4,971,000				
工事費計		式	1		54,681,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）					事業区分			
						工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事価格		式	1		49,710,000			1年目	
工事価格		式	1		49,710,000			2年目	
工事価格		式	1		99,420,000			工事全体	
消費税相当額		式	1		9,942,000				
工事費計		式	1		109,362,000				

一式当たり内訳書

応急処理

第 1号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-1号	路面清掃(機械) 昼間	昼間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	単位	km	数量	1	単価	7,881
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃 (機械清掃工)		各種(貸与) ブラシ式 リヤフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 ブラシ貸与 ブラシ式 0.225時間/km 有	k m	1	7,881	7,881		
計						7,881		
単価						7,881	円/km	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-2号	路面清掃(機械) 夜間	夜間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	単位	km	数量	1	単価	17,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃 (機械清掃工)		各種(貸与) ブラシ式 リヤフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 ブラシ貸与 ブラシ式 0.225時間/km 有	k m	1	17,050	17,050		
計						17,050		
単価						17,050	円/km	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	側溝清掃(機械)	組合せ 0.25m2以上0.5m2未満 50%未満	単位	m	数量	1	単価	2,469
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃(機械組合せ) 清掃作業		0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	m	1	1,808	1,808		
側溝清掃(機械組合せ) 移動		高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	k m	0.61	1,068	651.48		
汚泥運搬		ロータリーホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	k m	0.04	226.8	9.07		
計						2,468.55		
単価						2,469	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	集水樹清掃(機械)	組合せ 堆積量20cm未満	単位	個	数量	1	単価	2,825
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集水樹清掃工 (機械清掃の組合せ作業)	清掃作業	25cm未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	個	1	1,633	1,633		
集水樹清掃工 (機械清掃の組合せ作業)	移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	k m	1.06	1,071	1,135.26		
汚泥運搬		ロータリーホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	k m	0.25	226.8	56.7		
計						2,824.96		
単価						2,825	円/個	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	管渠清掃	管径200mm以上400mm未満 50%未満 排水管清掃車貸与 側溝清掃車貸与 散水車なし	単位	m	数量	1	単価	1,266
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管渠清掃（機械清掃工） 清掃作業		管径200mm以上400mm未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3	m	1	925.3	925.3		
管渠清掃（機械清掃工） 移動		高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 排水管清掃車貸与無 貸与 散水車なし	k m	0.28	1,125	315		
汚泥運搬		ロータリーホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	k m	0.11	226.8	24.94		
計						1,265.24		
単価						1,266	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-6号	塵埃運搬	ダンプトラック4t積級	単位	回	数量	1	単価 10,420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塵埃運搬		ダンプトラック 4t積級 持込	k m	42.6	244.5	10,415.7	
計						10,415.7	
単価						10,420	円/回

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-7号	塵埃処分費		単位	m 3	数量	1	単価 30,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		塵埃	m 3	1	30,000	30,000	
計						30,000	
単価						30,000	円/m 3

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-8号	汚泥処分費		単位	m 3	数量	1	単価	
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		汚泥		m 3	1			
計								
単価								円／m 3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-9号	交通誘導警備員 誘導員A		単位	人日	数量	1	単価	19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,590	19,590		
計						19,590		
単価						19,590	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	交通誘導警備員 誘導員B		単位	人日	数量	1	単価	18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	18,360	18,360		
計						18,360		
単価						18,360	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 プラシ貸与 プラシ式 0.225時間/km 有	単位	k m	数量	100	単価	7,881
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.647	33,354	88,288		
	普通作業員		人	3.971	26,418	104,905		
	路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005 12L 標準 貸与	時間	22.5	11,210	252,225		
	散水車	タンク容量4500～4900L	時間	22.5	7,135	160,537		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4t 積級	時間	22.5	7,304	164,340		
	諸雑費（率+まるめ） 4%		式	1		17,805		
	計					788,100		
	単価					7,881	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-150

	路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 プラシ貸与 プラシ式 0.225時間/km 有	単位	k m	数量	100	単価	17,050
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.647	83,385	220,720		
	普通作業員		人	3.971	66,045	262,264		
	路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005 12L 標準 貸与	時間	22.5	23,440	527,400		
	散水車	タンク容量4500～4900L	時間	22.5	14,690	330,525		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4t 積級	時間	22.5	14,430	324,675		
	諸雑費 (率+まるめ) 4%		式	1		39,416		
	計					1,705,000		
	単価					17,050	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

側溝清掃（機械組合せ） 清掃作業	0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	単位	m	数量	100	単価	1,808
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.758	33,354	25,282		
普通作業員		人	3.115	26,418	82,292		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	5.64	5,800	32,712		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	5.64	6,805	38,380		
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		2,134		
計					180,800		
単価					1,808	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月		2026. 3
歩掛使用年月		2026. 3
労務調整係数		1.000-00-00-2-0

側溝清掃（機械組合せ） 移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	単位	k m	数量	100	単価	1,068
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.448	33,354	14,942		
普通作業員		人	1.841	26,418	48,635		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	3.333	5,800	19,331		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,211		
計					106,800		
単価					1,068	円／k m	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
汚泥運搬	ロータリプロ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	単位	k m	数量		100	単価
							226.8
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃車 [ロータリプロ式]	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
計					22,681		
単価					226.8	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

集水樹清掃工（機械清掃の組合せ作業） 清掃作業	25cm未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	単位	個	数量	100	単価	1,633
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.607	33,354	20,245		
普通作業員		人	2.957	26,418	78,118		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	5.08	5,800	29,464		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	5.08	6,805	34,569		
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		904		
計					163,300		
単価					1,633	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

集水樹清掃工（機械清掃の組合せ作業） 移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	単位	k m	数量	100	単価	1,071
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.398	33,354	13,274		
普通作業員		人	1.94	26,418	51,250		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	3.333	5,800	19,331		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		564		
計					107,100		
単価					1,071	円／k m	

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

管渠清掃（機械清掃工） 清掃作業	管径200mm以上400mm未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3	単位	m	数量	100	単価	925.3
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.409	33,354	13,641		
普通作業員		人	1.636	26,418	43,219		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	2.74	5,800	15,892		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	2.74	6,805	18,645		
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,133		
計					92,530		
単価					925.3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	管渠清掃（機械清掃工） 移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 排水管清掃車貸与無 貸与 散水車なし	単位	k m	数量	100	単価	1,125
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.498	33,354	16,610		
	普通作業員		人	1.99	26,418	52,571		
	排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	3.333	5,800	19,331		
	側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,307		
	計					112,500		
	単価					1,125	円／k m	

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	側溝清掃車 [ロータリブロー式]	ホッパ容量 4.5～5.0m ³	単位	時間	数量	1	単価	6,805
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.17	27,948	4,751		
	軽油		L	9.7	129	1,251		
	側溝清掃車 [ロータリブロー式]	ホッパ容量 4.5～5.0m ³	時間	1	803	803		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					6,805		
	単価					6,805	円／時間	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排水管清掃車〔高圧水洗浄式〕	タンク容量5. 3～5. 8m ³ 圧力12MPa	単位	時間	数量	1	単価	6,359
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.17	27,948	4,751		
	軽油		L	6.7	129	864		
	排水管清掃車〔高圧水洗浄式〕	タンク容量5. 3～5. 8m ³ 圧力12MPa	時間	1	744	744		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					6,359		
	単価					6,359	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	塵埃運搬	ダンプトラック 4t積級 持込	単位	k m	数量	100	単価 244.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	3.333	7,338	24,457	
計						24,457	
単価						244.5	円／k m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,584	19,584	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						19,590	
単価						19,590	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	18,360	18,360		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18,360		
	単価					18,360	円／人日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

路面清掃車運転	各種(貸与) ブラシ式 軽トラタンク M1101005 12L 標準 貸与	単位	時間	数量	1	単価	11,210
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）		人	0.15	27,948	4,192		
助手		人	0.15	26,418	3,962		
軽油		L	12	129	1,548		
路面清掃車〔ブラシ・四輪式〕	ホッパ容量 1. 5 m ³	時間	1	1,500	1,500		
諸雑費（まるめ）		式	1		8		
計					11,210		
単価					11,210	円／時間	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	単位	時間	数量	1	単価 7,135
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.18	27,948	5,030	
軽油			L	5.7	129	735	
散水車		タンク容量４５００～４９００Ｌ	時間	1	1,370	1,370	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7,135	
単価						7,135	円／時間

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価 7,304
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	5.4	129	696	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	57	57	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7,304	
単価						7,304	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-150	
1		単価	23,440
金額		摘要	
10,480			
9,906			
1,548			
1,500			
6			
23,440			
23,440		円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-150

	散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	単位	時間	数量	1	単価	14,690
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.18	69,870	12,576		
	軽油		L	5.7	129	735		
	散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	時間	1	1,370	1,370		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					14,690		
	単価					14,690	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-150

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	14,430
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	0.17	69,870	11,877		
軽油			L	5.4	129	696		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級		時間	1	1,800	1,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ		時間	1	57	57		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						14,430		
単価						14,430	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月		2026. 3
歩掛使用年月		2026. 3
労務調整係数		1.000-00-00-2-0

排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m ³ 貸与 標準	単位	時間	数量	1	単価	5,800
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）		人	0.15	27,948	4,192		
軽油		L	6.7	129	864		
排水管清掃車〔高圧水洗浄式〕	タンク容量5.3～5.8m ³ 圧力1.2MPa	時間	1	744	744		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					5,800		
単価					5,800	円／時間	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	側溝清掃車 [ロータリブロー式]	ホッパ容量 4.5～5.0m ³	単位	時間	数量	1	単価 6,805
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	9.7	129	1,251	
側溝清掃車 [ロータリブロー式]		ホッパ容量 4.5～5.0m ³	時間	1	803	803	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						6,805	
単価						6,805	円／時間

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価 7,338
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	5.4	129	696	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7,338	
単価						7,338	円／時間

一式当たり内訳書

応急処理

第 1号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-1号	路面清掃(機械) 昼間	昼間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	単位	km	数量	1	単価 7,881
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃 (機械清掃工)		各種(貸与) ブラシ式 リヤフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 ブラシ貸与 ブラシ式 0.225時間/km 有	k m	1	7,881	7,881	
計						7,881	
単価						7,881	円/km

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-2号	路面清掃(機械) 夜間	夜間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	単位	km	数量	1	単価 17,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面清掃 (機械清掃工)		各種(貸与) ブラシ式 リヤフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 ブラシ貸与 ブラシ式 0.225時間/km 有	k m	1	17,050	17,050	
計						17,050	
単価						17,050	円/km

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	側溝清掃(機械)	組合せ 0.25m2以上0.5m2未満 50%未満	単位	m	数量	1	単価	2,469
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃(機械組合せ) 清掃作業		0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	m	1	1,808	1,808		
側溝清掃(機械組合せ) 移動		高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	k m	0.61	1,068	651.48		
汚泥運搬		ロータリーホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	k m	0.04	226.8	9.07		
計						2,468.55		
単価						2,469	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	集水樹清掃(機械)	組合せ 堆積量20cm未満	単位	個	数量	1	単価	2,825
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集水樹清掃工(機械清掃の組合せ作業) 清掃作業		25cm未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3~5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5~5.0m3 貸与	個	1	1,633	1,633		
集水樹清掃工(機械清掃の組合せ作業) 移動		高圧水洗浄式 タンク容量5.3~5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5~5.0m3 貸与 散水車なし 標準	k m	1.06	1,071	1,135.26		
汚泥運搬		ロータリーホッパ 容量4.5~5.0m3 貸与 標準	k m	0.25	226.8	56.7		
計						2,824.96		
単価						2,825	円/個	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	管渠清掃	管径200mm以上400mm未満 50%未満 排水管清掃車貸与 側溝清掃車貸与 散水車なし	単位	m	数量	1	単価	1,266
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
管渠清掃（機械清掃工） 清掃作業		管径200mm以上400mm未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3	m	1	925.3	925.3		
管渠清掃（機械清掃工） 移動		高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 ブロー式ホッパ 容量4.5～5.0m3 排水管清掃車貸与無 貸与 散水車なし	k m	0.28	1,125	315		
汚泥運搬		ロータリーホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	k m	0.11	226.8	24.94		
計						1,265.24		
単価						1,266	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-6号	塵埃運搬	ダンプトラック4t積級	単位	回	数量	1	単価 10,420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塵埃運搬		ダンプトラック 4t積級 持込	k m	42.6	244.5	10,415.7	
計						10,415.7	
単価						10,420	円/回

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-7号	塵埃処分費		単位	m 3	数量	1	単価 30,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		塵埃	m 3	1	30,000	30,000	
計						30,000	
単価						30,000	円/m 3

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-8号	汚泥処分費		単位	m 3	数量	1	単価	
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		汚泥		m 3	1			
計								
単価								円／m 3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-9号	交通誘導警備員 誘導員A		単位	人日	数量	1	単価	19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19,590	19,590		
計						19,590		
単価						19,590	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	交通誘導警備員 誘導員B		単位	人日	数量	1	単価	18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	18,360	18,360		
計						18,360		
単価						18,360	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 プラシ貸与 プラシ式 0.225時間/km 有	単位	k m	数量	100	単価	7,881
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	2.647	33,354	88,288		
普通作業員		人	3.971	26,418	104,905		
路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005 12L 標準 貸与	時間	22.5	11,210	252,225		
散水車	タンク容量4500～4900L	時間	22.5	7,135	160,537		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4t 積級	時間	22.5	7,304	164,340		
諸雑費（率+まるめ） 4%		式	1		17,805		
計					788,100		
単価					7,881	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-150

	路面清掃（機械清掃工）	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005無 12L 清掃車貸与 プラシ貸与 プラシ式 0.225時間/km 有	単位	k m	数量	100	単価	17,050
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.647	83,385	220,720		
	普通作業員		人	3.971	66,045	262,264		
	路面清掃車運転	各種(貸与) プラシ式 リリフトダンプ M1101005 12L 標準 貸与	時間	22.5	23,440	527,400		
	散水車	タンク容量4500～4900L	時間	22.5	14,690	330,525		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4t 積級	時間	22.5	14,430	324,675		
	諸雑費 (率+まるめ) 4%		式	1		39,416		
	計					1,705,000		
	単価					17,050	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

側溝清掃（機械組合せ） 清掃作業	0.125m2以上0.5m2未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	単位	m	数量	100	単価	1,808
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.758	33,354	25,282		
普通作業員		人	3.115	26,418	82,292		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	5.64	5,800	32,712		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	5.64	6,805	38,380		
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		2,134		
計					180,800		
単価					1,808	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

側溝清掃（機械組合せ） 移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	単位	k m	数量	100	単価	1,068
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.448	33,354	14,942		
普通作業員		人	1.841	26,418	48,635		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	3.333	5,800	19,331		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,211		
計					106,800		
単価					1,068	円／k m	

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

集水樹清掃工（機械清掃の組合せ作業） 清掃作業	25cm未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与	単位	個	数量	100	単価	1,633
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.607	33,354	20,245		
普通作業員		人	2.957	26,418	78,118		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	5.08	5,800	29,464		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	5.08	6,805	34,569		
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		904		
計					163,300		
単価					1,633	円／個	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

集水樹清掃工（機械清掃の組合せ作業） 移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 貸与 散水車なし 標準	単位	k m	数量	100	単価	1,071
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.398	33,354	13,274		
普通作業員		人	1.94	26,418	51,250		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	3.333	5,800	19,331		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		564		
計					107,100		
単価					1,071	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

汚泥運搬	ロータリプロ 容量4.5～5.0m3 貸与 標準	単位	k m	数量	100	単価	226.8
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃車 [ロータリプロ式]	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
計					22,681		
単価					226.8	円／k m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

管渠清掃（機械清掃工） 清掃作業	管径200mm以上400mm未満 50%未満 高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 プロ式ホッパ 容量4.5～5.0m3	単位	m	数量	100	単価	925.3
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.409	33,354	13,641		
普通作業員		人	1.636	26,418	43,219		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	2.74	5,800	15,892		
側溝清掃車〔ロータリプロア式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	2.74	6,805	18,645		
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		1,133		
計					92,530		
単価					925.3	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

管渠清掃（機械清掃工） 移動	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 フロッ式ホッパ 容量4.5～5.0m3 排水管清掃車貸与無 貸与 散水車なし	単位	k m	数量	100	単価	1,125
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.498	33,354	16,610		
普通作業員		人	1.99	26,418	52,571		
排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m3 貸与 標準	時間	3.333	5,800	19,331		
側溝清掃車〔ロータリブロー式〕	ホッパ容量 4.5～5.0m3	時間	3.333	6,805	22,681		
諸雑費（率+まるめ） 2%		式	1		1,307		
計					112,500		
単価					1,125	円／k m	

参考資料 (1)

單個使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	側溝清掃車 [ロータリブロー式]	ホッパ容量 4.5～5.0m ³	単位	時間	数量	1	単価 6,805
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	9.7	129	1,251	
側溝清掃車 [ロータリブロー式]		ホッパ容量 4.5～5.0m ³	時間	1	803	803	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						6,805	
単価						6,805	円／時間

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	排水管清掃車〔高圧水洗浄式〕	タンク容量5. 3～5. 8m ³ 圧力12MPa	単位	時間	数量	1	単価	6,359
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.17	27,948	4,751		
	軽油		L	6.7	129	864		
	排水管清掃車〔高圧水洗浄式〕	タンク容量5. 3～5. 8m ³ 圧力12MPa	時間	1	744	744		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					6,359		
	単価					6,359	円／時間	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	塵埃運搬	ダンプトラック 4t積級 持込	単位	k m	数量	100	単価 244.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	3.333	7,338	24,457	
計						24,457	
単価						244.5	円／k m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	19,584	19,584	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						19,590	
単価						19,590	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	18,360	18,360		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18,360		
	単価					18,360	円／人日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	路面清掃車運転	各種(貸与) ブラシ式 引リフトダンプ M1101005 12L 標準 貸与	単位	時間	数量	1	単価	11,210
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.15	27,948	4,192		
	助手		人	0.15	26,418	3,962		
	軽油		L	12	129	1,548		
	路面清掃車〔ブラシ・四輪式〕	ホッパ容量 1. 5 m ³	時間	1	1,500	1,500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					11,210		
	単価					11,210	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月		2026. 3
歩掛使用年月		2026. 3
労務調整係数		1.000-00-00-2-0

散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	単位	時間	数量	1	単価	7,135
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）		人	0.18	27,948	5,030		
軽油		L	5.7	129	735		
散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	時間	1	1,370	1,370		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					7,135		
単価					7,135	円／時間	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価 7,304
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	5.4	129	696	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	57	57	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7,304	
単価						7,304	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-150	
1		単価	23,440
金額		摘要	
10,480			
9,906			
1,548			
1,500			
6			
23,440			
23,440		円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-150

	散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	単位	時間	数量	1	単価	14,690
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.18	69,870	12,576		
	軽油		L	5.7	129	735		
	散水車	タンク容量４５００～４９００Ｌ	時間	1	1,370	1,370		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					14,690		
	単価					14,690	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-150

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価	14,430
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.17	69,870	11,877		
	軽油		L	5.4	129	696		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	時間	1	1,800	1,800		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ	時間	1	57	57		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					14,430		
	単価					14,430	円／時間	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	排水管清掃車運転	高圧水洗浄式 タンク容量5.3～5.8m ³ 貸与 標準	単位	時間	数量	1	単価 5,800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（一般）		人	0.15	27,948	4,192	
	軽油		L	6.7	129	864	
	排水管清掃車〔高圧水洗浄式〕	タンク容量5.3～5.8m ³ 圧力1.2MPa	時間	1	744	744	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					5,800	
	単価					5,800	円／時間

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	側溝清掃車 [ロータリブロー式]	ホッパ容量 4.5～5.0m ³	単位	時間	数量	1	単価 6,805
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	9.7	129	1,251	
側溝清掃車 [ロータリブロー式]		ホッパ容量 4.5～5.0m ³	時間	1	803	803	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						6,805	
単価						6,805	円／時間

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	単位	時間	数量	1	単価 7,338
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）			人	0.17	27,948	4,751	
軽油			L	5.4	129	696	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	1	1,800	1,800	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	1	91	91	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						7,338	
単価						7,338	円／時間

R 8・R 9大宮国道道路清掃作業 (浦和・春日部)

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	24,313,284
(2)共通仮設費	3,787,000
(3)純工事費	28,100,284
(1)+(2)	
(4)現場管理費	14,262,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価	42,362,284
(3)+(4)+(5)+(18)	
(7')一般管理費等(計上額)	7,347,716
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格	49,710,000

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	4,971,000
(12)請負工事価格	54,681,000

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	49,710,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	49,302,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	44,820,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 0

(17)工場管理費 0

(18)工場製作原価 0

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) 7,350,407)

R 8・R 9大宮国道道路清掃作業 (浦和・春日部)

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	24,313,284
(2)共通仮設費	3,787,000
(3)純工事費	28,100,284
(1)+(2)	
(4)現場管理費	14,262,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価	42,362,284
(3)+(4)+(5)+(18)	
(7')一般管理費等(計上額)	7,347,716
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格	49,710,000

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	4,971,000
(12)請負工事価格	54,681,000

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	49,710,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	49,302,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	44,820,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 0

(17)工場管理費 0

(18)工場製作原価 0

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) 7,350,407)

請負工事費計算書

(1)直接工事費	48,626,568
(2)共通仮設費	7,574,000
(3)純工事費	56,200,568

(1)+(2)

(4)現場管理費	28,524,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	84,724,568
---------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	14,695,432
-----------------	------------

(8)その他費目計	0
-----------	---

(9)業務委託料等	0
-----------	---

(10)工事価格	99,420,000
----------	------------

(6)+(7')+(8)+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	9,942,000
------------	-----------

(12)請負工事価格	109,362,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	99,420,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	98,604,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	89,640,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	14,700,814
-----------------	------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	24,313,284	直接工事費	24,313,284	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	5,000,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		4,098,842				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		4,098,842	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		5,725,344				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		25,939,786	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		25,038,628		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.64 %		0 %		
施工地域等補正		1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）		14.6 %	（14.46% × 週休1.01）			
計上額		3,787,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	24,313,284		
非対象額計（－）	5,000,000				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	5,000,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	5,725,344				
現場環境改善費対象額（Pi）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,787,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	28,100,284	単独（追加工事）直接工事費	24,313,284	単独（追加工事）共通仮設費	3,787,000
非対象額計（－）	4,098,842				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	4,098,842	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	5,725,344				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	29,726,786	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	28,825,628		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	39.2 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	47.98 % (47.04% × 週休1.02)		0 %		
計上額	14,262,000		0		0
			2,321,457	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 大宮国道事務所 管理第二課

工事番号 834750099

第 0 回変更

発注年月 令和07年12月

契約区分 国債（翌債を含む）の分任官

主工種 道路維持工事

工事原価	42,362,284				
純工事費	28,100,284	現場管理費	14,262,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	4,098,842				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	4,098,842	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	38,263,442	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	37,362,284	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	38,263,442				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	19.17 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	7,347,716				
業務委託料等	0				
調査基準価格	49,302,000				
調査基準価格の100/110	44,820,000	（ 90.16 %）			

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	24,313,284	直接工事費	24,313,284	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	5,000,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		4,098,842				
管理費区分 1		0 (橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)				
管理費区分 2， 7		0 (工場原価)				
管理費区分 5		0 (一般管理費等のみ対象額)				
管理費区分 9		0 (間接費非対象額)				
管理費区分 T		4,098,842 (全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額)				
対象額 支 給 品 (+)		0				
無償貸付機械評価額 (+)		5,725,344				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		25,939,786	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		25,038,628		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.64 %		0 %		
施工地域等補正		1.5	ICT施工補正	1		
率（補正後）		14.6 %	(14.46% × 週休1.01)			
計上額		3,787,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	24,313,284		
非対象額計（－）	5,000,000				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	5,000,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	5,725,344				
現場環境改善費対象額（Pi）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,787,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	28,100,284	単独（追加工事）直接工事費	24,313,284	単独（追加工事）共通仮設費	3,787,000
非対象額計（－）	4,098,842				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	4,098,842	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	5,725,344				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	29,726,786	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	28,825,628		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	39.2 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	47.98 % (47.04% × 週休1.02)		0 %		
計上額	14,262,000		0		0
			2,321,457	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 大宮国道事務所 管理第二課

工事番号 834750099

第 0 回変更

発注年月 令和07年12月

契約区分 国債（翌債を含む）の分任官

主工種 道路維持工事

工事原価	42,362,284				
純工事費	28,100,284	現場管理費	14,262,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	4,098,842				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	4,098,842	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	38,263,442	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	37,362,284	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	38,263,442				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	19.17 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	7,347,716				
業務委託料等	0				
調査基準価格	49,302,000				
調査基準価格の100/110	44,820,000	（ 90.16 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 （令和8年度）		式		1		
道路清掃工		式		1		
路面清掃工		式		1		
路面清掃（機械） 昼間	昼間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	km		722		
路面清掃（機械） 夜間	夜間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	km		268		
排水施設清掃工		式		1		
側溝清掃（機械）	組合せ 0.25m2以上0.5m2未満 50%未満	m		2,000		
集水桝清掃（機械）	組合せ 堆積量20cm未満	個		100		
管渠清掃	管径200mm以上400mm未満 50%未満 排水管清掃車貸与 側溝清掃車貸与 散水車なし	m		2,000		
応急処理工		式		1		
応急処理		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
処分費		式		1		
塵埃運搬	ダンプトラック4t積級	回		37		
塵埃処分費		m ³		100		
汚泥処分費		m ³		100		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 誘導員A		式		1		
交通誘導警備員 誘導員B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 （令和9年度）		式		1		
道路清掃工		式		1		
路面清掃工		式		1		
路面清掃（機械） 昼間	昼間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	km		722		
路面清掃（機械） 夜間	夜間作業 ブラシ貸与 ダンプトラック持ち込み	km		268		
排水施設清掃工		式		1		
側溝清掃（機械）	組合せ 0.25m2以上0.5m2未満 50%未満	m		2,000		
集水桝清掃（機械）	組合せ 堆積量20cm未満	個		100		
管渠清掃	管径200mm以上400mm未満 50%未満 排水管清掃車貸与 側溝清掃車貸与 散水車なし	m		2,000		
応急処理工		式		1		
応急処理		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
処分費		式		1		
塵埃運搬	ダンプトラック4t積級	回		37		
塵埃処分費		m ³		100		
汚泥処分費		m ³		100		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 誘導員A		式		1		
交通誘導警備員 誘導員B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）（当 初）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		1年目
工事価格		式		1		2年目
工事価格		式		1		工事全体
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ・ R 9 大宮国道道路清掃作業（浦和・春日部）

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局
大 宮 国 道 事 務 所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 作業責任者

本工事の作業責任者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

また、現場代理人及び作業責任者は、これを兼ねることができる。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和9年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第3条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第4条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-6コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 東京都板橋区舟渡 緯度35° 78' 97" 経度139° 68' 49"
終点 埼玉県久喜市栗橋 緯度36° 08' 31" 経度139° 42' 12"

第5条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。
記載例）

本工事は、国道4号（L＝41.3km）、新4号（L＝18.6km）、4号東埼玉道路（L＝9.3km）、国道16号（L＝11.5km）、国道17号（L＝19.3km）、17号新大宮BP（L＝15.1km）の清掃作業で、車道、側溝、管渠等の清掃を行うものである。

第6条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 土木工事 認定マーク

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第7条 工事用地等の使用

1. 本工事に基地として使用できる用地は、次のとおりとする。

(1) 所在地

埼玉県春日部市粕壁東6-13-5（春日部国道出張所）

(2) 使用期間

工期に準ずる。

2. 受注者は、基地用地に本工事を施工するにあたって必要な現場事務所及び倉庫等を設置することが出来るものとするが、その場合は占有許可を得るものとする。

3. 受注者は、善良な管理のもとに基地を使用し、破損等を生じた場合は受注者の責任において現状に復するか、又は損害を賠償するものとする。

4. 上記1項の所在地以外の場所を基地とする場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第8条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下記のとおり。（別紙様式－9－1～10）

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該作業が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第9条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第10条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合において

は、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

出来形管理を行う不可視部分の工種については、監督職員と協議するものとする。

第 11 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に目的物や材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 12 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－1）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 13 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第 14 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等について

は、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知を等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続について

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条 支給材料及び貸与物件

1. 貸与機械は、別紙ー2「貸与機械明細書」のとおりとし、無償貸付とする。
2. 貸与機械の取り扱いについては「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」（昭和61年11月改訂）によるものとする。
3. 貸与機械は、災害発生や緊急事態発生など官の都合により、返納を命ずる場合がある。

第22条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）による

ものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第23条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準令和7年度版（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年3月）「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、

その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第24条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第25条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度及び令和9年度における重点的安全対策項目は別途監督職員より通知する。

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくトラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

<令和8年度>

工種・種別	作業区分	交通整理員	備考
排水施設清掃工	昼間作業（側溝清掃、排水管清掃、街渠柵清掃）	20人（うち有資格誘導警備員10人）	交代要員無し

<令和9年度>

工種・種別	作業区分	交通整理員	備考
排水施設清掃工	昼間作業（側溝清掃、排水管清掃、街渠柵清掃）	20人（うち有資格誘導警備員10人）	交代要員無し

第26条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第27条 安全管理推進技術者等認定

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第28条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第29条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第30条 交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第31条 環境対策(特定調達品目の調達実績の調査)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員が指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第32条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第33条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛(以下、本工事関係車輛という。)が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例(以下、関係法令等という。)の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第34条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第35条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第36条 工期

工期は、雨天休日等を見込み、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第37条 現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

7. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成

した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第38条

施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、第64条作業区分等によるものとする。
2. 昼間作業時間は原則として9時から18時までとする。
3. 夜間作業時間は原則として20時30分から5時30分までとする。
4. 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21時～5時を見込んでいる。
5. 上記について積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業時間、後片付け、KY等の安全活動なども含まれる。
6. 区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第39条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、第21条の無償貸付機械を共有して作業を実施することから、施工手順・工程については十分な打合せを行い、作業の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
R7・R8大宮国道道路清掃作業 (大宮・熊谷)	路面清掃工, 排水施設清掃工, 応急処理工	令和7年4月 ～令和9年3月

第40条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。

第41条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第42条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第41条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第41条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第43条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第41条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第44条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第45条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第46条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を別途建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第47条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を別途建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第48条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第49条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業

務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第50条 書類限定型検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第51条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取扱いについて

第52条 （基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第53条 （秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第54条 （取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第55条 （利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第56条 （複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第57条 （再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第58条 （事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知っ

たときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第59条 （資料等の返却等）

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－3）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第60条 （管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第61条 （管理体制の整備）

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第62条 （従事者への周知）

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 清掃作業

第63条 施工場所

浦和出張所管内及び春日部国道出張所管内

浦和出張所管内

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 17号 | 自：東京都板橋区船戸地先
至：埼玉県さいたま市北区宮原地先 |
| (2) 17号BP | 自：東京都板橋区三園地先
至：埼玉県さいたま市西区三橋地先 |

春日部国道出張所管内

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (1) 4号 | 自：埼玉県草加市谷塚地先
至：埼玉県久喜市栗橋北地先 |
|--------|-------------------------------|

- (2) 新4号 自：埼玉県越谷市下間久里地先
至：埼玉県幸手市上宇和田地先
- (3) 東埼玉道路 自：埼玉県草加市青柳地先
至：埼玉県松伏町田島地先
- (4) 16号 自：埼玉県さいたま市岩槻区長宮地先
至：埼玉県春日部市西金野井地先

第64条 作業区分等

1. 路面清掃工の作業実施サイクルは、原則として年間で路面状況が均等になるよう設定するものとする。
2. 受注者は契約後、速やかに監督職員と清掃の年間計画を策定し、計画的に清掃を行うものとする。その結果については工事打合せ簿により提出すること。
3. 作業を行う際は、作業の着手と完了について監督職員へ情報連絡を行うものとし、その作業の記録を工事打合せ簿にて提出すること。なお、情報連絡方法については、電話、FAX、メール等を活用することとし、工事着手時点において監督職員と打合せにより決定するものとする。
4. 作業サイクルは塵埃量等を勘案し適切に行うものとし、詳細については監督職員と協議を行うものとする。
5. 下記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	施工細別	清掃数量
昼間作業	路面清掃（機械） 側溝清掃（機械） 集水枡清掃（機械） 管渠清掃	数量総括表のとおり
夜間作業	路面清掃（機械）	

6. 台風、降雪等の異常気象、地震、事故発生時等に監督職員の指示により緊急的に応急処理を実施する事があり、設計変更の対象とする。
7. 雨天等による途中中止の場合の出来高は、実施距離とする。
8. 作業条件（平均）は次のとおりとするが、道路状況等の変化により作業条件に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	種別	細別	作業条件(平均)
昼間作業 夜間作業	路面清掃工	路面清掃（機械）	塵埃量：0.1m ³ /km以上 0.2m ³ /km未満
昼間作業	排水施設清掃工	側溝清掃（機械）	断面積：0.125m ² 以上0.5m ² 未満 堆積率：50%未満
		集水枡清掃（機械）	水洗い：無 泥土堆積厚：25cm未満
		管渠清掃	管 径：φ200mm以上φ400mm未満 堆積率：50%未満

第65条 路面清掃（機械）

1. 路面清掃（機械）は、発注者が無償貸与する路面清掃車及び散水車を使用し、路面に堆積した土砂、塵埃等の清掃作業を行うものとし、詳細は別紙－4による。
2. 機械清掃に先立ち、埃の発生を出来る限り防止するため路面散水を行うものとし、散水は、路面状況等に応じて適切な方法で行うものとする。
3. 締め固まった土砂の掘り起こし、機械清掃では収集できない粗大塵埃の除去、掃き残し処理、障害物の除去等は監督職員の指示により人力にて行うものとし、設計変更の対象とする。

なお、収集した塵埃は、ダンプトラックで運搬するものとし、運搬中に塵埃が飛散しないようにシート等で覆うものとする。

4. 路面清掃車に使用するブラシは官支給とする。

第66条 側溝清掃

1. 側溝清掃は、発注者が無償貸与する排水管清掃車及び側溝清掃車により、側溝内に堆積した土砂、塵埃等を除去し、水が十分通るよう施工するものとする。
2. 清掃区間内にある街渠樹内部の清掃を含むものとする。
3. 収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第67条 集水樹清掃

1. 樹清掃は、発注者が無償貸与する側溝清掃車により、街渠樹内に堆積した土砂、塵埃等を除去するものとする。

なお、樹蓋の開閉は丁寧にいき、破損しないよう十分に留意するものとする。

2. 収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第68条 管渠清掃

1. 管渠清掃は、発注者が無償貸与する排水管清掃車及び側溝清掃車により、道路縦横断管に堆積した土砂、塵埃等を除去し、水が十分通り抜けるよう施工するものとする。
2. 清掃区間内にある街渠樹内部の清掃を含むものとする。
3. 収集した汚泥は、側溝清掃車で運搬するものとする。

第69条 応急処理工

1. 応急処理工は、監督職員の指示により清掃関連及び風水害・震災等の臨時作業を行うもので、当初想定している作業量は以下のとおりである。

なお、実施する作業内容、作業時期、作業場所及び使用機械等については監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

<令和8年度>

作業区分	内 訳
昼間作業	・ 土木一般世話役 : 5人
	・ 普通作業員 : 10人
	・ 排水管清掃車（貸与）運転（運転手・燃料込み） : 8h
	・ 側溝清掃車（貸与）運転（運転手・燃料込み） : 8h

<令和9年度>

作業区分	内 訳
昼間作業	・ 土木一般世話役 : 5人 ・ 普通作業員 : 10人 ・ 排水管清掃車（貸与）運転（運転手・燃料込み） : 8h ・ 側溝清掃車（貸与）運転（運転手・燃料込み） : 8h

第70条 塵埃等処理

1. 本工事で行う塵埃等の運搬処理等は、関係法令等を遵守し適切に処理するものとする。

2. 路面清掃工等で処理する塵埃等の処分場所、受入れ条件等は、次のとおりとする。

1) 塵埃

- (1) 処分場所 埼玉県深谷市折之口1970番5
事業者名：(株)シタラ興産
- (2) 塵埃種類 路面清掃作業にて回収した、道路上の土砂、落ち葉、ビニール片（菓子袋）、プラスチック片（ペットボトル）、ガラス片（瓶）、金属片（缶）、木くず等の混合ごみで分別不可の塵埃
- (3) 受入時間 8：30～17：30まで（日曜・第二土曜日、祝祭日除く）
- (4) 運搬方法 ダンプトラック運搬可能
- (5) 仮置の有無 仮置きはしないものとする。
- (6) 備考 事前打合せ（現場確認・支払い条件）必要

2) 汚泥

- (1) 処分場所 埼玉県春日部市下柳1444番地他1筆
事業者名：協栄興業（株）
- 2) 汚泥種類 側溝、排水管、集水桝などに堆積した土砂、落ち葉などと水が混ざったもので、含水率が高い状態の分別不可の汚泥
- (3) 受入時間 8：00～17：00まで（日曜、祝祭日を除く）
- (4) 運搬方法 ダンプトラック運搬不可
- (5) 仮置の有無 仮置きはしないものとする。

3. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に提出するものとする。

5. 実際に要した処分費を証明する資料を監督職員に提出するものとする。

第71条 給水

1. 作業に使用する水は、官負担とするが、当初発注時は費用を見込んでいない。

2. 給水場所及び料金は監督職員と協議するものとする。

3. 毎月の給水量を月末に監督職員に報告するものとする。

第4章 そ の 他

第72条 作業報告

受注者は、作業終了後、速やかに作業報告書等を作成し、監督職員に清掃状態の確認を受けなければならない。

なお、提出書類、提出方法等については、監督職員の指示によるものとする。

第73条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第74条 「問合せ番号」及び「路上規制情報提供システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第75条 損傷部等の報告

作業中に構造物等の損傷及び不良箇所を発見した場合又は、通行止めや異常渋滞・重大事故（死亡・特車関係）の発生を目撃した場合には速やかに監督職員に報告するものとする。

第76条 苦情等の処理

作業中、沿道住民より苦情又は意見等があった場合は丁寧に対応し、直ちに監督職員に報告すると共に適切な措置を取らなければならない。

第77条 担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式「別紙様式－2、3」により、監督職員に提出する事ができる。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第38条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第25条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生産品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ■ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第21条 第71条

貸付機械明細書

機械名	規格	機械番号	使用目的	貸付期間	貸付場所	返納場所	備考
路面清掃車	ブラシ式 リヤリフトダンプ	28－1307	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	大宮出張所(宮原基地)	大宮出張所(宮原基地)	
路面清掃車	ブラシ式 リヤリフトダンプ	27－1306	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	春日部国道出張所	春日部国道出張所	
散水車	4500L プラウ付	R02－1303	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	大宮出張所(宮原基地)	大宮出張所(宮原基地)	
散水車	4500L プラウ付	29－1306	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	春日部国道出張所	春日部国道出張所	
側溝清掃車	ロータリーフロワ	R01－1309	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	春日部国道出張所	春日部国道出張所	
側溝清掃車	ロータリーフロワ4.5m3	R02－1310	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	大宮出張所(宮原基地)	大宮出張所(宮原基地)	
排水管清掃車	水ジェット式 5800L	R02－1318	清掃作業	R8.4 ～ R10.3 のうち必要に応じて	大宮出張所(宮原基地) 又は春日部国道出張所	大宮出張所(宮原基地) 又は春日部国道出張所	

* 貸与機械については、監督職員の指示により追加、削減することがあるものとする。

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

路面清掃(機械)現場条件

作業 区分	路線名	区 間		清掃距離 (km)	回数	年間清掃距離 (km)	(参考) 年間移動距離 (km)	
昼間 作業	17号BP	東京都板橋区三園(笹目橋)	18.917kp ~ さいたま市西区三橋	34.037kp	36.16	6	216.96	
	4号	草加市谷塚	14.543kp ~ 越谷市下間久里	28.600kp	28.11	6	168.68	
	4号	杉戸町杉戸	43.300kp ~ 久喜市栗橋	55.835kp	25.07	2	50.14	
	新4号	越谷市下間久里	28.114kp ~ 春日部市庄和	36.000kp	16.75	5	83.76	
	新4号	越谷市下間久里	28.114kp ~ 幸手市上宇和田	46.732kp	39.58	1	39.58	
	東埼玉	八潮市八潮	0.780kp ~ 松伏町田島	9.510kp	17.46	1	17.46	
	16号	岩槻区長宮	102.809kp ~ 春日部市西金井	114.287kp	24.32	6	145.90	
	小計				187		722	662
夜間 作業	17号	東京都板橋区舟渡(戸田橋)	15.974kp ~ さいたま市北区宮原	35.250kp	38.55	3	115.65	
	4号	越谷市下間久里	28.600kp ~ 春日部市小湊	37.400kp	17.60	2	35.20	
	4号	越谷市下間久里	28.600kp ~ 杉戸町杉戸	43.300kp	29.40	4	117.60	
	小計				86		268	89
合計				273	30	991	751	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		受注者作成書類の位置付け						工事関係作成 書類の 事前協議	備 考			
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の機関		発注者	受注者	指示 通知		提出		提示				監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	
								発注者	受注者	監督 職員	契約 関係 課	発注 関係 課	受注者 保管					
工事 着手前	作成 書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への 周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-	○					○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく 届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○					○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく 届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○						土地の形質の変更により着手する日の30日前までに届 け出す		
			4	【事例】 概算概算発注のため関係 機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	-	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			5	【事例】 概算概算発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、 監督処分	河川法、道路法	-	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不 整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不 整合による設計図修正(横道計算の排 うものや大橋な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等については受注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する)		
	契約 図書	設計 図書	8	工事請負契約書	—	—	○											
			9	共通仕様書	—	—	○											
			10	特記仕様書	—	—	○											
			11	発注図面	—	—	○											
			12	現場説明書	—	—	○											
			13	質問回答書	—	—	○											
			14	工事数量総括表	—	—	○											
	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○				○								
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2	○				○							契約書を作成する全ての工事	
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○				○								
		18	指金収納書(電子申請方式)	現設計指導事項(R3.3.31付 国令公発第71号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式-4	○				○							電子申請を使用しない場合は、「指金収納書提出用 の紙」に指金収納書を添付し提出する。 なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
		19	繰返共託証受払簿	現設計指導事項(R3.3.31付 国令公発第71号)	—	○					○							
		20	工事別共託証受払簿	現設計指導事項(R3.3.31付 国令公発第71号)	—	○					○							
		21	指金充当実績総括表	現設計指導事項(R3.3.31付 国令公発第71号)	—	○					○							
		22	被共済者就業状況報告書	現設計指導事項(R3.3.31付 国令公発第71号)	—	○					○							
		23	指金充当書	現設計指導事項(R3.3.31付 国令公発第71号)	—	○					○							
		24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	○				○								
		25	VE図表書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	○					○							契約締結後にVE図表を行う場合に提出する。
		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7	○				○								契約図書で規定された場合に提出する。
		27	再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-4	—	○				○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ添えて提出する。
		28	再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-5	—	○				○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ添えて提出する。
		29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	—	○				○								
		30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出等への関係機関に ついて」(H16.1.27付建設省令第10号)	—	○				○								
1 施 工 計 画	① 施 工 計 画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職 員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員に提出する。		
		32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官注第117号	—	○			○									
		33	設計図書の照査確認資料 (契約書16条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	○			○									
		34	工事測量成果表(仮BIM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—	○			○									
		35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)	—	—	○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。		
		36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○			○								・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一 部改正について(令和3年3月5日付付国官注第319 号、国官第16号)に基づき作成する。 ・建設費及び監督費以外は不要	
2 施 工 体 制	② 施 工 体 制	37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—	○			○									
		38	作業員名簿	「国土交通省令第10号(建設労働者の雇入れ等につ いて)」(H16.1.27付建設省令第10号)第14条、第15条、 第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、 第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、 第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、 第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、 第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、 第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、 第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、 第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、 第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、 第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、 第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、 第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、 第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、 第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、 第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、 第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、 第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、 第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、 第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、 第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、 第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、 第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、 第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、 第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、 第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、 第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、 第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、 第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、 第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、 第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、 第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、 第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、 第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、 第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、 第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、 第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、 第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、 第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、 第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、 第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、 第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、 第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、 第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、 第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、 第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、 第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、 第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、 第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、 第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、 第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、 第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、 第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、 第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、 第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、 第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、 第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、 第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、 第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、 第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、 第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、 第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、 第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、 第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、 第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、 第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、 第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、 第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、 第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、 第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、 第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、 第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、 第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、 第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、 第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、 第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、 第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、 第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、 第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、 第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、 第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、 第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、 第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、 第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、 第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、 第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、 第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、 第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、 第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、 第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、 第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、 第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、 第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、 第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、 第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、 第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、 第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、 第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、 第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、 第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、 第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、 第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、 第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、 第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、 第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、 第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、 第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、 第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、 第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、 第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、 第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、 第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、 第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、 第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、 第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、 第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、 第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、 第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、 第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、 第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、 第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、 第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、 第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、 第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、 第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、 第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、 第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、 第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、 第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、 第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、 第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、 第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、 第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、 第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、 第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、 第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、 第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、 第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、 第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、 第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、 第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、 第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、 第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、 第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、 第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、 第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、 第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、 第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、 第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、 第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、 第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、 第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、 第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、 第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、 第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、 第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、 第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、 第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、 第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、 第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、</														

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類				工事関係書類 の標準様式(表) (様式No)	作成書類 役割分担		受注者作成書類の位置付け							工事関係作成 書類の 備考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の機	発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督 員へ 送達	監督 員 へ 納品	電子 ☆	
工 事 開 始 時	3 施 工 状 況	③ 施 工 管 理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式-11	○			○					・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が確認した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が確認して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12	○			○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が確認した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が確認して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—	○					○			ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。 監督職員へ実施内容の提示のみ提出不要。
			50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11	—	○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			51 工事事故通報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○			○		○			事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		④ 安 全 管 理	52 工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	○			○					工程の進捗状況と把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。後述資料の添付不要。
			53 工事進行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14	○			○					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
			54 品質現地証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	○			○					
			55 設定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○			○					
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○			○					
施 工 中	完 済 部 分 検 査	中 間 前 払 金	57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○			○					
			58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○			○					
			59 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○			○					
			60 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○			○					
			61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○			○					中間技術検査時にも提出する。
		既 済 部 分 検 査	62 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—	○			○					
			62 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○			○					
			63 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○			○					
			64 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○			○					
			65 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○			○					部分使用がある場合に提出する。
工 事 完 成 時	工 事 完 成 時	支 給 品	66 工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式-23	○			○					工期延期が発生する場合に提出する。
			67 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○			○					支給品を受領した場合に提出する。
			68 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○			○					支給品がある場合に提出する。
			69 建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式-26	○			○					建設機械の貸与がある場合に提出する。
			70 建設機械使用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○			○					建設機械の貸与がある場合に提出する。
		支 給 品	71 現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○			○					現場発生品がある場合に提出する。
			72 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—	○			○					既済部分検査等の際に提出する。
			73 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—	○				○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—	○			○					
			75 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○			○					
工 事 完 成 時	工 事 完 成 時	契 約 関 係 書 類	76 新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○			○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
			77 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○			○					
			78 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○			○					
			79 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○			○					
			80 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-6	様式-31	○			○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように断面を記載する。 ・測定結果(断面図、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム))については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		工 事 書 類	81 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32	○			○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように断面を記載する。 ・測定結果(断面図、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム))については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
			82 品質現地証明書	共通仕様書3-1-1-8(1)	様式-33	○			○					・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質現地証明に関する添付書類は提出不要
			83 工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	—	○			○				☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・他の工事受発注者の提出不要 ・不可視部分を、監督職員又は現場技術員が撮影して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認・立会っている状況写真等は不要。
			84 総合評価実施報告書	総合評価方式の実施について(H12.9.20付建設省庁発第30号)	—	○			○					総合評価方式を適用して契約した場合に提出する。
			85 創生工夫・社会性に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式-34	○			○					自ら立案実施した創生工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1)工事につき最大10項目までの提出とする。
工 事 完 成 時	工 事 完 成 時	工 事 完 成 図 書	86 工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	—	○			○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
			87 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	—	○			○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		そ の 他	88 再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-18-6	—	○			○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
			89 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-18-6	—	○			○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工 事 完 成 時	そ の 他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査表)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	—	○	○		○					「他人札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名	〇〇工事	受注者名	△△建設(株)
項 目	実施内容		
☐ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等		
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の 取組を社会にアピール 等		
☐ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境(更衣室、休息場所の設置など)の 整備		
☐ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 等		
☐ その他			

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名: ☐ ☐ 出張所

工 事 名	〇〇工事		受注者名	〇〇建設(株)	
項 目	様式－1の「項目」を記載				
実施内容	様式－1の「実施内容」を記載				
実施日(期間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日(〇日間)		対象者・人数	〇〇高校、〇名	
他工事との合同実施	☐ 有り	☐ 無し	合同実施工事名	(〇〇工事)	
マスコミ取材	☐ 有り	☐ 無し	取材会社名	(〇〇新聞社、△△テレビ)	
(具体的な実施内容の説明)					
(添付図・写真)					

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。												
	工 事 名	〇〇道路改良工事											
	工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
			官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
			数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1				
地盤改良工	式	1		1			1		1				
法面工	式	1		1			1		1				
カルバート工	式	1		1			1		1				
排水構造物工	式	1		1			1		1				
構造物撤去工	式	1		1			1		1				
仮設工	式	1		1			1		1				
直接工事費	式	1		1			1		1				
共通仮設費	式	1		1			1		1				
共通仮設費	式	1		1			1		1				
純工事費	式	1		1			1		1				
現場管理費	式	1		1			1		1				
工事原価	式	1		1			1		1				
一般管理費	式	1		1			1		1				
基礎工	式	1		1			1		1				
工事価格	式	1		1			1		1				

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 に対する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

手持ち資材の比較表(主要資材)

[illegible]

【比較表-4】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

[illegible]

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

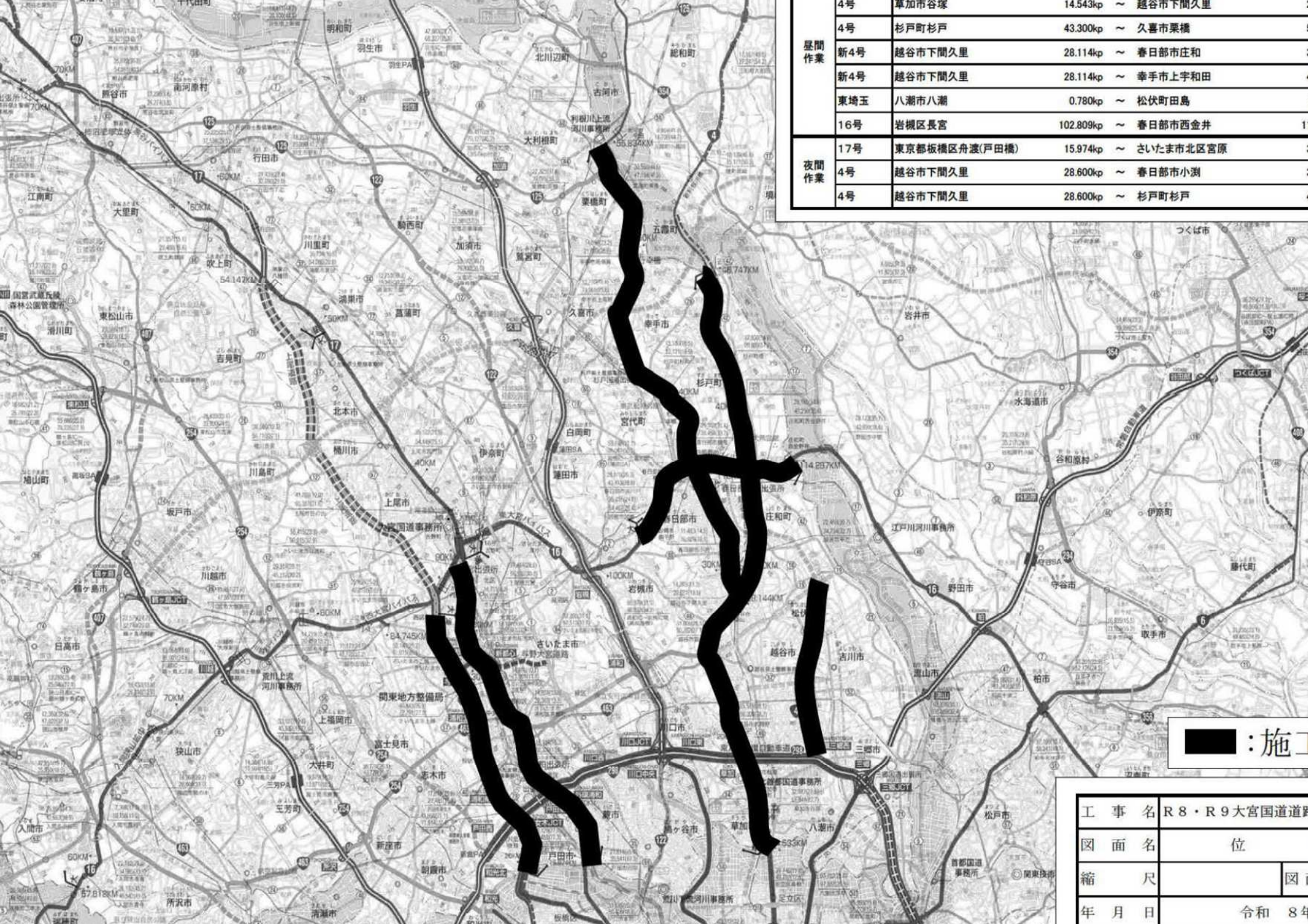
工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

建設副産物の搬出等の比較表

[illegible]

工事費内訳		金額単位：千円										
費目	元組・元請計	元 請	元請外注 合計	1 〇〇業者	2 〇〇業者	3 〇〇業者	4 〇〇業者	5 〇〇業者	6 〇〇業者	7 〇〇業者	8 〇〇業者	9 〇〇業者
① 工事費	50,972	17,000	33,963	20,914	1,441	2,000	2,830	0	0	0	0	158
(1) 材料費	20,965	13,882	11,855	5,887	117	4,994	989	0	0	0	0	0
(2) 労務費	19,225	0	19,225	9,295	1,240	2,826	1,738	0	0	0	0	139
(3) 機械使用費	9,431	2,542	8,795	5,754	34	820	1,981	0	0	0	0	25
(4) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(28) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(29) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(31) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(32) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(33) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(34) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(35) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(36) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(37) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(38) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(39) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(40) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(41) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(42) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(43) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(44) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(45) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(46) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(47) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(48) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(49) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(50) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(51) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(52) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(53) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(54) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(55) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(56) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(57) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(58) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(59) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(60) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(61) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(62) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(63) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(64) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(65) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(66) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(67) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(68) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(69) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(70) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(71) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(72) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(73) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(74) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(75) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(76) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(77) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(78) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(79) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(80) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(81) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(82) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(83) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(84) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(85) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(86) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(87) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(88) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(89) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(90) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(91) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(92) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(93) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(94) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(95) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(96) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(97) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(98) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(99) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(100) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(101) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(102) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(103) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(104) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(105) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(106) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(107) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(108) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(109) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(110) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(111) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(112) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(113) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(114) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(115) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(116) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(117) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(118) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(119) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(120) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(121) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(122) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(123) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(124) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(125) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(126) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(127) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(128) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(129) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(130) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(131) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(132) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(133) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(134) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(135) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(136) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(137) 委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(138) 委託費	0	0	0	0	0							



昼間 作業	4号	草加市谷塚	14.543kp	～	越谷市下間久里
	4号	杉戸町杉戸	43.300kp	～	久喜市栗橋
	新4号	越谷市下間久里	28.114kp	～	春日部市庄和
	新4号	越谷市下間久里	28.114kp	～	幸手市上宇和田
	東埼玉	八潮市八潮	0.780kp	～	松伏町田島
夜間 作業	16号	岩槻区長宮	102.809kp	～	春日部市西金井
	17号	東京都板橋区舟渡(戸田橋)	15.974kp	～	さいたま市北区宮原
	4号	越谷市下間久里	28.600kp	～	春日部市小淵
	4号	越谷市下間久里	28.600kp	～	杉戸町杉戸

■ : 施工区間

工事名	R8・R9大宮国道道路		
図面名	位置		
縮尺			図
年月日	令和 8 年		